

1980年代における韓国の保守側政治家の
危機克服メカニズム：
「安保」と「民主化」を巡った諸アクター間の言説政治に
関する実証的分析（三）

李 正 吉

目次

はじめに

第一章 民主化のあり方をめぐる対抗勢力陣営の内部調整と「安保論理」
の有効性喪失

1. 対抗勢力陣営内の分裂
2. 「5・3 仁川事態」後の対抗勢力陣営の変化
3. 「建国大事態」と「大統領直接選挙制への改憲」への対案形成

第二章 「先安保、後政治発展」という社会的合意の有効性喪失と新しい
社会的合意の登場

1. 「4・13 護憲措置」と反対声明の拡大

第三章 新しい社会的合意の象徴としての「国民運動本部」

1. 最小レベルでの反政府運動
2. 学生勢力の「6・10 国民大会」への合流
3. 新しい社会的合意と「6月抗争」

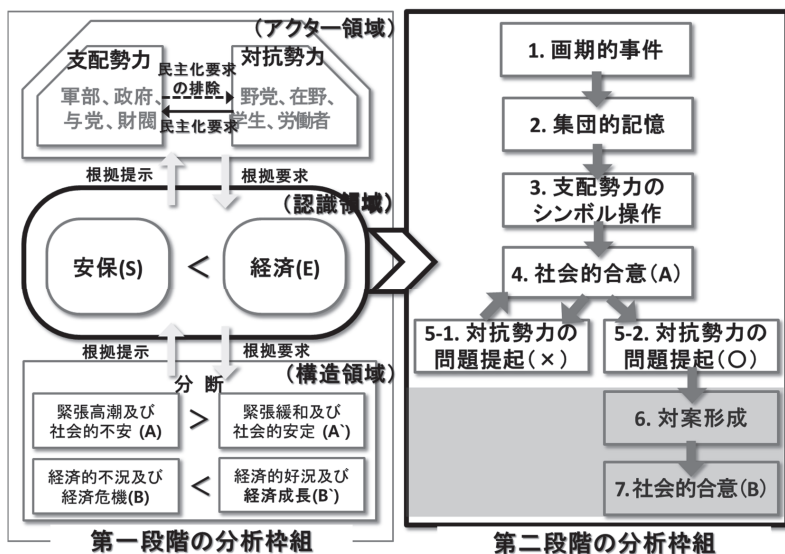
おわりに

はじめに

「光州事件」後から蓄積されてきた対抗勢力の不満は、自律化措置をきっかけとして噴出し、「2・12 総選挙」での支配勢力の敗北という結果をもたらした。そこで支配勢力は、再び「安保と成長」をバックボーンとする

既存の「安保論理」に基づいて、対抗勢力の改憲論議を封鎖しようとした。一方で対抗勢力陣営も支配勢力の方向修正に際して、「憲法改正及び民主制度の確立」という対案を形成していった。しかし、対抗勢力陣営の中では、各々「民主化」という共通の接点を有していたとしても、民主化のあり方をめぐって内部調整を行わなければならない路線の差異があった。結局、対抗勢力陣営の分裂は、後に支配勢力に反撃の機会を与えたが、その過程を経て、対抗勢力陣営は「民主政府樹立」という課題を中心に結束するようになった。

上記の過程がよく表れてくるのは、「1000万人改憲署名運動」後からである。したがって、本稿は、社会的合意の形成・変化過程モデルの第6段階の「対案形成」と第7段階の「新しい社会的合意の形成」に当てはまる部分として、1986年「1000万人改憲署名運動」から1987年「6・29宣言」までの政治発展過程を取り扱う。



図一 社会的合意の形成・変化過程の第6段階から第7段階

「2・12 総選挙」から一周年を迎えた 1986 年 2 月 12 日以降、新民党は「1000 万人改憲署名運動」を通して、全国的な支持を集めていった。それに驚いた支配勢力は、1986 年 4 月 30 日に与野首脳会談を主催したが、両者間の著しい立場の違いを確認するだけで、終わってしまった。それにもかかわらず、この会談は、一方の支配勢力にとっては、既存の「改憲論議絶対不可」から「議院内閣制を念頭に入れた改憲論議許容」という立場の変更をもたらしたが、他方の対抗勢力陣営には、民主化のあり方をめぐる内部調整の必要性を顕在化させる契機となったのである。例えば、与野首脳会談後、新民党の李敏雨総裁は、学生運動との決別意思を表明した。これに対して、李総裁の姿勢を問題視した学生勢力、労働勢力、および民統連などの在野団体は、新民党の勢力を機会主義として批判するに至った¹⁾。それが「5・3 仁川事態」の発端であった。

民主化のあり方をめぐる対抗勢力陣営の内部分裂は、「5・3 仁川事態」の後、「建国大事態」を通して、さらに深刻となっていった。建国大事態の発端は、1986 年 10 月 28 日に全国 26 の大学の学生たちが全大統領の長期執権への支援と祖国統一を妨げてきた米国とに反対する「全国反外勢反独裁愛国学生闘争連合」を発足させたことであった²⁾。しかし、「建国大事態」に対して、新民党は、1986 年 11 月 12 日に「建国大事態に対する我が党の立場」という声明を発表し、その中で、学生勢力の過激路線を強い警戒を表明したのである。

さらに対抗勢力陣営の内部分裂は、新民党内部にも現れた。それは、1986 年 12 月 24 日、改憲をめぐる支配勢力との対立が激しくなっていく最中に、新民党の李敏雨総裁が支配勢力の主張と合致する「先民主化、後議院内閣制」という構想を発表したことが発端となった。その後、1987 年 4 月 8 日、新民党内の最大派閥の首長であった金泳三と金大中は「大統領直接選挙制への改憲」という立場を明確にするために新民党議員 74 人とともに新党（＝統一民主党）を結成した。このように、対抗勢力陣営は、その内部において、「先安保、後政治発展」という既存の社会的合意に取って代わる対案をめぐって収斂と分裂を繰り返した。その結果、対抗勢力陣

1) 民主化運動記念事業会研究所編『韓国民主化運動史年表』民主化運動記念事業会、2006 年、458 頁。

2) 同書、469 頁。

営は、「大統領直接選挙制への改憲」が唯一の対案という認識に至るようになった。

このような状況の中で、「プチョン署性拷問事件」と「朴鍾哲拷問致死隠蔽事件」³⁾など、支配勢力が自らの政権維持基盤を侵食する事件が発生する。反政府運動が盛り上がっていた時期に、この二つの事件は、支配勢力の道徳性に大きな打撃を与えた。特に「朴鍾哲拷問致死隠蔽事件」は、それまで民主化運動に消極的な姿勢を保っていた中間階層を積極的な姿勢に変えるきっかけを提供した⁴⁾。その結果、全政権は、改憲論議を有利に導くことができないと判断し、1987年4月13日に、野党との改憲論議を決裂の形で終結させ、既存の憲法にもとづいて、大統領職を後任者に承継するという「4・13護憲措置」を発表した。

「4・13護憲措置」をきっかけとして、統一民主党は、もはや議会内における改憲論議は意味がないと判断し、対抗諸勢力との連合で、議会外闘争に突入することにした。こうして対抗勢力陣営は、1987年5月27日に「民主憲法爭取国民運動本部」を結成し、「4・13護憲措置」の撤回と「大統領直接選挙制への改憲」を要求しつつ、全政権への攻勢を強めていった。「民主憲法爭取国民運動本部」の主導で、6月10日・18日に開催された全国国民大会は、全国主要都市で、およそ200万にのぼる市民を集集することができた⁵⁾。このように全国的な抵抗に直面した全政権は、政治的譲歩をせざるを得なくなり、再び1987年6月24日に統一民主党の金泳三総裁との会談を行った。しかし、両者間の立場の差は縮まらず、会談は決裂した。こうして「民主憲法爭取国民運動本部」は、1987年6月26日に「6・26国民平和大行進」を行い、180万にのぼる国民を動員することに成功した。結局、1987年6月29日、政府与党の盧泰愚代表は、「大統領直接選挙制への改憲」を含めた対抗勢力の要求を受容するという「6・29宣言」を発表し、ここに、韓国政治にとって大きな課題であった民主化が達成された。

次章からは、対抗勢力陣営が長い内部調整過程を経ながら、①「大統領

3) この事件は、1987年1月に、治安本部対共捜査団（現警察庁保安局）が当時のソウル大学に在籍していた朴鍾哲氏を逮捕し、取調べの過程で水拷問によって死亡させた事件である。当時の警察と政府は、この事件を隠蔽しようとしたが、1987年5月22日にこれが暴露され、全国的な反体制運動の起爆剤となった。

4) 尹相喆『1980年代、韓国の民主化移行の過程』ソウル大学出版部、1997年、154頁。

5) 韓培浩『韓国政治変動論』法文社、1997年、441頁。金永明『書き直した韓国現代政治史』ウルユ文化社、2005年、262-263頁。

直接選挙制への改憲」という対案に行き着いたことと、②「4・13 護憲措置」以後、支配勢力が「安保論理」を使うことができなくなったこと、そして、③対抗勢力陣営からの対案が新しい社会的合意へ変わっていくこと、という三つの変化を明らかにすることで、「87年民主化」が行われた決定的原因とともに、それが手続き的民主主義のレベルに止まらざるを得なかった理由をも明らかにしたい。

第一章 民主化のあり方をめぐる対抗勢力陣営の内部対立と「安保論理」の有効性喪失

1. 対抗勢力陣営内の分裂

反共主義の枠を克服した問題提起をきっかけとして、支配勢力から「国民的和合」という「安保論理」の修正を導き出した対抗勢力陣営は、軍部政権の民主主義的正統性の欠陥問題に対する批判を共有しつつ、反政府運動を拡大していった。そこで、1986年2月12日に、新民党によって「1000万人改憲署名運動」が始まり、全国的な支持を拡大していった。しかし、それとともに対抗勢力陣営内では、民主化のあり方をめぐる互いの立場の違いも顕在化していった。

まず第一の例は、学生勢力の分裂である。学生勢力内部では、1985年まで「民主憲法闘争」に集中したあまり、「反米」という要素を表に出さなかったことへの反省が生じた。そして、彼らは、「反米」そのものを学生運動の全面に出すかどうかをめぐって分裂を繰り返していった。

例えば、1986年より学生勢力の兩大軸をなした「反米自主化反ファッショ民主化闘争委員会」（以下、自民闘）を見ると、3月14日のソウル大学総学生会選挙の際に、当時の当選者（金志龍、22歳・国際経済学科）の公約が「反帝・反ファッショ闘争の強化」であり、それを推進していく傘下機構として、「反戦反核闘争委員会」を結成することを主な内容であった。つまり、彼らは、既存の「民主憲法闘争」というスローガンから「反戦反核、ヤンキー・ゴー・ホーム」や「米国は、朝鮮半島の核基地を直ちに撤回しろ」などへの方向転換を明らかにしたのである⁶⁾。

6) 張盛旭「精密取材 自民闘・自民闘・愛学闘」民主化記念事業会、319頁。(http://db.kdemocracy.or.kr/sub_frame.jsp)

このように自民闘が「反米」を反政府運動の中心的基盤とすることになった決定的理由は、以下の宣言文からも見えてくる。

「(前略) 現在、進行している改憲論議の本質は、敵にとって、ファッショ体制の再編の諸形態間の葛藤、あるいは同一した形態内のヘゲモニー争奪戦であり、民衆にとっては、民主的権利を剥奪された民衆の民主的権利意識の発現である。そこで、国家権力の主体としての米帝とその手先である傀儡ファッショ政権のファッショ権力再編陰謀の暴露と、民衆の民主的権利を勝ち取る闘争の一環で改憲闘争を遂行しなければならない。(後略)」⁷⁾

自民闘は、既存の民主憲法闘争が他の政治集団の政権創出をもたらすなど、政治勢力だけが利得を独占するようになり、闘争の主体である民衆にはいかなる利得もない、と指摘している。つまり、民衆が主体的に民主化闘争を行っても、本質的な問題を解決しない限り、民衆は、自らの民主的諸権利を剥奪されるなど、悪循環を繰り返すしかないということである。そこで自民闘は、この矛盾から脱皮するためには、改憲論議を行う前に米国という敵を明確に認識しつつ、彼らの策略を粉碎することが優先であると主張する。そして、そのためには、何よりも積極的な反米闘争が必要であるとする。このように、自民闘は、過去に見られなかった急進的路線を採用していった。

自民闘が活発な闘争を行う間に、学生勢力の中では、もう一つの軸が形成された。それは「反帝・反ファッショ民族民主闘争」(以下、民民闘)である。彼らは、「反米」という要素を自民闘と共有していた。しかし、以下で示すように、1985年までの全学連の流れを継承しようとした。

「(前略) 大衆闘争に基づいた組織運動として、地域平議会を通じた結集を組織的武器とした全国学生総連合・三民闘の強固な実践の正統的継承者として生まれた反帝・反ファッショ民族民主闘争は、米帝国主義と軍事ファッショ政権の暴圧的弾圧と陰謀を粉碎し、韓国学生運動の新しい地平を開く。(後略)」⁸⁾

7) ソウル大学反米自主化反ファッショ民主化闘争委員会「反米自主化反ファッショ民主化闘争宣言文」民主化記念事業会。(http://db.kdemocracy.or.kr/sub_frame.jsp)

8) 全国反帝反ファッショ民族民主学生連盟「全国反帝反ファッショ民族民主学生

民闘は、「改憲論議」を除外し、「反米」だけに集中した自民闘とは違って、自らの路線を「改憲闘争」に基づいた上で、「反米」闘争へ発展させようとした。民闘は、自民闘の路線に対して、「改憲闘争が顕在化している中で、反米闘争は、闘争で最も重要な時期性と方向性を喪失させ、学生たちの足を引っ張ることである」⁹⁾と批判し、次の二つの闘争原則を設定した。

第一に、改憲闘争と光州虐殺元凶処断闘争の展開を、帝国主義と軍事ファッショの打倒闘争へ発展させなければならない。第二に、改良主義的な在野・新民主党勢力の機会主義的及び事大主義的態度を暴露し、彼らに正しい反帝・反ファッショ民族民主闘争の戦線に参加することを求めなければならない¹⁰⁾。このような闘争原則の設定は、自民闘のそれとは異なる。自民闘は、反米闘争を優先すれば、真の意味での「民主憲法争取」もできるという考えであった。これに対して、民闘の場合は「民主憲法争取」を優先しながら、反米闘争を並行しなければならないという論理であったからである。

このような学生勢力内の立場の違いは、「大学生の前方入所訓練拒否運動」をきっかけとして、さらに先鋭化していった。1986年4月初頭、成均館大学から始まったこの運動をめぐって、自民闘と民闘は、自らの論理に従って、入所訓練拒否運動を行った。すなわち、自民闘は「前方入所拒否運動」を行うにおいて、「米帝放逐」を全面に掲げて反対闘争をし、民闘も、それを自分たちの大前提である「民族民主憲法制定民衆会議」を実現する一つの突破口にしようとしたのである¹¹⁾。

しかし、自民闘と民闘との分裂は、1986年4月28日の「金世鎮・李載虎の焼身自殺事件」をきっかけとして、一時的に収斂していった。その時まで闘争路線に対する立場の違いから、集会も別々に催していた両勢力は、二人の学生の自殺によって、1986年5月2日に共同集会を開くことにしたのである。そして彼らは、「すべての力を仁川で総結集させよう」という主張で、翌日の「新民主党改憲推進委員会 仁川・京畿支部結成大会」

連盟の創立宣言文」民主化記念事業会。(http://db.kdemocracy.or.kr/sub_frame.jsp)

9) 張盛旭「精密取材 民闘・自民闘・愛学闘」民主化記念事業会、320頁。(http://db.kdemocracy.or.kr/sub_frame.jsp)

10) 全国反帝反ファッショ民族民主学生連盟「全国反帝反ファッショ民族民主学生連盟の闘争宣言文」民主化記念事業会。(http://db.kdemocracy.or.kr/sub_frame.jsp)

11) 張盛旭「精密取材 民闘・自民闘・愛学闘」民主化記念事業会、322頁。(http://db.kdemocracy.or.kr/sub_frame.jsp)

での共同闘争に合意したのである。しかし、これはあくまで一時的な収斂であった。

対抗勢力陣営の内部分裂の第二の例として、野党と学生勢力との分裂を取り上げることができる。「反米・反ファッショ」など、以前とは異なるスローガンを掲げた学生勢力に対して、新民党は、明確な線引きをした。たとえば、1986年4月29日に金大中は、「民主化のための連絡機構」（以下、民国連）での会議後、「最近、一部の少数学生による過激な主張は、国民多数が支持しないだけでなく、独裁政権に利用される恐れがあるため、支持しがたい」¹²⁾といい、学生勢力との立場の違いを明確に示した。さらに、1986年4月30日に全大統領との会談で李敏雨新民党総裁も、「少数であろうが、左翼学生たちには、断固たる措置をとらなければならない。またそのような人々は、民主化運動の隊列に入れてはならない」¹³⁾と述べて、事実上、学生勢力との決別を宣言した。この日の彼の発言は、決定的に対抗勢力陣営内の分裂を加速化させてしまった。つまり、その発言をきっかけとして、学生勢力は新民党を「機会主義」と規定し、改憲論議の主体として認めないところにまで至ったのである¹⁴⁾。

対抗勢力陣営の内部調整の第三の例としては、在野勢力と新民党との分裂を取り上げることができる。先に取り上げた1986年4月30日の李敏雨総裁の発言に対して、民統連は、1986年5月1日に以下のような立場を示した。

「(前略) 現段階の学生運動は、今日、我々にとっての民族的不幸の原因が外勢による侵奪と彼らの強要した分断、そして政治・経済・社会・軍事・文化的支配にあると見なし、外勢を抉り出し、自主的な民族・民主政府を樹立しない限り、その不幸は、終わらないだろうと固く信じている。(中略) 民統連は、その運動の目標と方法において、新民党及び民推協との明らかな差異があるが、軍事独裁を追い出す戦いをより効率的に展開するために、

12) 姜ジュンマン『韓国現代史の散策 - 1980年代編 - 3巻』人物と思想史、2006年、27頁。

13) 姜ジュンマン『韓国現代史の散策 - 1980年代編 - 3巻』人物と思想史、2006年、27頁。

14) 民主化運動記念事業会韓国民主主義研究所編『韓国民主化運動史3 - ソウルの春から文民政府の樹立まで』ドルベゲ、2011年、263頁。

情報交換及び連絡機構としての民国連を認めることに合意したことがある。しかし、4月29日に民国連の名で開かれた記者会見は、（中略）現在問題が、保守政治家たちが外勢依存的であり、妥協的姿勢であることに起因するとの認識を示した。そこで我々は、民統連の設定した活動の範囲を離れた民国連を脱退することに決議した。（後略）」¹⁵⁾

上記の内容をみると、民統連が金大中民推協共同議長と李敏雨新民党総裁の発言を標的として、彼らとの立場の差を明確にしていることがわかる。民統連は、学生勢力の掲げる「反米・反ファッショ」というスローガンを容共及び左傾と見なすことは問題の本質を考慮しない皮相的な捉え方であると批判している。つまり、民統連は、学生勢力による闘争が「改憲闘争」から「反米・反ファッショ」へ変わった理由は、社会全般にわたる悪循環の連続が外勢の侵略とそれによる「分断」に起因するものであり、これに対する根本的な解決のないままでの「改憲闘争」は、意味がないという立場をとっているのである。

以上、対抗勢力内部における分裂を、三つの事例を通して確認した。「反政府運動拡大の防止」と「民主主義的正統性の欠陥問題の解消」という目的で、既存の「先安保、後政治発展」という「安保論理」から経済成長の安定的維持のための「国民的和合」へ方向修正をした支配勢力は、「2・12総選挙の惨敗」や「光州事件に対する討論の活性化」のように、当初の目的を達成することができず、再び既存の「安保論理」へ回帰し、対抗勢力に対する本格的な抑圧を行った。しかし、すでにその時期は反共主義の枠を克服した問題提起が行われた後であったため、支配勢力の「安保論理」は、もはや民主化を遅延させる口実にはなり得なかった。その代わりに支配勢力の抑圧は、むしろ民主化のあり方をめぐる対抗勢力陣営の内部分裂を一つの対案に向けた収斂を促していく結果となった。つまり、対抗勢力陣営の全体が「民主化」という共通した考えを持っている状態での支配勢力の抑圧は、対抗勢力陣営にどのような民主化が韓国の現実において望ましいのかをめぐる内部収斂を活発化させたのである。

15) 民主・統一民衆運動連合「民国連の記者会見と歪曲報道に対する民統論の立場」民主化記念事業会。(http://db.kdemocracy.or.kr/sub_frame.jsp)

2. 「5・3仁川事態」後の対抗勢力陣営の変化

対抗勢力陣営の先鋭な内部分裂は、1986年5月3日の「5・3仁川事態」を通して顕在化した。1986年5月3日は、新民党の主導下で「1000万人改憲署名運動」の仁川・京機道支部の結成大会が予定されていた日であった。当時の署名運動は、支配勢力からの物理的弾圧があったため、より高い宣伝効果と大勢の署名を得るために、大衆集会の形に展開していった。しかし、対抗勢力陣営内の在野勢力、学生勢力、及び労働者勢力などは、この大衆集会を狙って、支配勢力と新民党の両者を既得権益保持者として批判しつつ、「改憲論議」の不当性を宣伝したのである。

例えば、当時の集会では、4,000人の在野勢力、学生、及び労働者が5時間にわたって、激しい示威を行い、それとともに多くのスローガンが提起された¹⁶⁾。その中には、支配勢力がいつでも「安保論理」を適用しうるような過激な内容も含まれていた¹⁷⁾。具体的には、「米帝放逐・ファッショ打倒」、「憲法制定民衆会議の招集」、「虐殺元凶と妥協する新民党を排撃する」、「新民党は、自爆しろ」、及び「一党独裁を追い出す民主憲法を勝ち取ろう」などのスローガンが飛び交った。

結局、このような対抗勢力陣営の内部分裂は、再び支配勢力に「先安保、後政治発展」という「安保論理」を動員する根拠を提供することにつながった。例えば、支配勢力は「5・3仁川事態」を左傾容共勢力の反政府暴力行為と規定しつつ、対抗勢力に対する大々的な検挙（総連行者319人のうち、拘束129人、指名手配37人）を行った。このように、「5・3仁川事態」は、「1000万人改憲署名運動」以後、窮地に追い込まれていた支配勢力に、再び「安保論理」を適用しうる反撃のチャンスを与えたのである。それは、以下の「5・3仁川事態」に関する中間捜査発表文からもわかる。

〔(前略) この事件は、第一に、最近の学園街で、現自由民主主義を打倒し、(中略)急進左傾活動と激しい暴力騒擾を行ってきた反帝・反ファッショ民族民主闘争委員会と体制転覆企図などの前歴のある人物などが役員として、活動している民統連及びその加盟団体の所属員などが騒擾を主導した

16) 金三雄『解放後政治史 100 場面 - 解放から金大中政権まで -』ガラン企画、2001年、346頁。

17) 「ソウル新聞」1986年5月4日10面。

点。第二に、騒擾時、散布されたプリントやスローガンなどに、（中略）北朝鮮の対南宣伝、扇動と著しく類似した内容が書かれていた点。（中略）第四に、現政権の打倒はもちろん、（中略）新民党を機会主義的及び改良主義的集団に罵倒しつつ、新民党による改憲運動を排撃し、民衆憲法の制定を要求するなど、自由民主主義の政治勢力のすべてを否定・糾弾した点などを特徴としている（後略）」¹⁸⁾

しかし、上記の内容とは異なり、学生勢力や民統連などによる体制批判の主な内容は、「改憲論議」を副次的問題にしつつ、「分断」から生じた本質的問題の解決を優先的に取り扱おうとすることであった。それにもかかわらず、当時の社会的状況の中で学生勢力や民統連の主張は、対抗勢力陣営内でも過激なものとして捉えられた。そして、「安保」そのものを正統性の基盤とする支配勢力にとって、学生勢力の用いる「体制転覆」及び「民衆蜂起」という用語は、彼らを社会から隔離させうる十分な理由となった。

一方、「5・3仁川事態」後、支配勢力による容共攻撃と弾圧は、対抗勢力陣営の内部に闘争の方向性の変更をもたらすきっかけにもなった。その中でも目立った変化を見せたのは、自民闘であった。自民闘は、主に二点において、自らの路線に対する修正を行った。第一に、既存の「反戦反核」というスローガンの撤回であった。第二に、新民党に対して、既存の「民衆を欺瞞している」という認識から「もはや敵ではない」という認識への方向修正であった¹⁹⁾。

当時は、「分断」から起因した反共主義という認識枠が温存されていたため、常に支配勢力の「安保論理」が「民主化」要求そのものを一般国民に社会的混乱と見られやすくしたのである。そのため、一般国民は、「分断」下の韓国状況には、効率のよい権威主義体制が相応しいという論理に順応してきた。しかし、反共主義という認識枠を克服した問題提起の後、支配勢力による「民主化」の遅延戦略は、次第に有効性を喪失していった。つまり、対抗勢力による問題提起の後、反共主義という認識枠に亀裂が現れつつ、支配勢力からの「安保論理」は、反政府運動そのものを鎮静させる

18) 「東亜日報」1986年5月19日10面。

19) 張盛旭「精密取材 民闘・自民闘・愛学闘」民主化記念事業会、324頁。（http://db.kdemocracy.or.kr/sub_frame.jsp）

より、かえって民主化のあり方という対案をめぐる対抗勢力陣営の内部分裂を促したのである。

その主な対案は、第一に「大統領直接選挙制への改憲」であって、第二に「分断から生じた弊害、つまり資本主義体制の矛盾を修正すること」であった。しかし、「分断」という客観的現実が存在している状況下で、後者のような急進的路線は、支配勢力の「安保論理」に正当性を与えることになりがちであった。そこで、対抗勢力陣営は、とりあえず「大統領直接選挙制への改憲」を通した「民主化」を成し遂げた後、「分断から生じた弊害を修正すること」に合意していった。このように、「5・3仁川事態」後の支配勢力の抑圧は、「反米・反ファッショ」に傾いていた学生勢力を、徐々に「大統領直接選挙制への改憲」というより穏健な対案へと転回させる契機となったのである。

さらに、新民党との決別を宣言した民統連も、「5・3仁川事態」の後、支配勢力の弾圧と「プチョン署性拷問事件」をきっかけとして、再び新民党との協力を図っていった。例えば、「5・3仁川事態」を「安保論理」に基づいて、対抗勢力への大々的検挙を行う間に「プチョン署性拷問事件」が発生したが、それをきっかけとする形で民統連は、1986年7月19日には、新民党及び女性団体の連合で「性拷問・容共操作暴露糾弾大会」を開催することができたのである。そもそも「拷問及び容共操作阻止共同対策委員会」は、1985年10月17日に新民党（54人）、民統連（49人）、宗教団体（71人）、民推協（52人）、及び民主化実践家族運動協議会（12人）などの代表たちが集まって、支配勢力による拷問と容共攻撃に対抗するために結成された組織である。しかし、「プチョン署性拷問事件」の後、再び、組織が活性化されたのである。そこで彼らは、軍部政権を維持していこうとする支配勢力の戦略を明らかにし、支配勢力の道徳性まで批判することで、より多くの一般国民が共感しうる対案へと収斂していった。以下は、「拷問及び容共操作阻止共同対策委員会」による声明文である。

「(前略) 工場で就職していた権氏(ソウル大学の除籍生)は、人間として、耐え切れない性拷問を二回も受け、自ら命を絶とうとした。(中略) このような容共操作のための拷問、性拷問、暴力は、軍事独裁統治の本質及び産物に他ならない。(中略) 南北分断の40年間、李承晩政権から朴正

熙政権を経て、今日に至るまで独裁政権は、容共操作と拷問、暴力で権力を維持してきた。分断状況で肥大化した政治軍部がクーデターで政権を獲得したため、彼らは、国民の支持が受けられなかった。また彼らを支援する外勢の干渉の故に、民衆の生存権闘争と民族統一運動が激しくなると、これを弾圧するために拷問・容共操作を行ってきたのが今までの我々の歴史的経験である。（後略）²⁰⁾

上記の内容を見ると、「拷問及び容共操作阻止共同対策委員会」は、「分断」という根本的問題を取り上げて、軍部が成長せざるを得なかった必然性を何よりも強調している。そして、このような状況の下で、クーデターを起こし、政権を獲得した軍部は、常に政権維持のために拷問と容共操作を行う動機を持つようになったという。言い換えれば、拷問と容共操作は、支配勢力の主張する「安保」のためではなく、単に民主主義的正統性のない政権を維持するための行動だったということである。そのため、同委員会は、軍部政権が継続する限り、常に一般国民は、拷問の危険にさらされていることを強調するのである。

以上の議論をまとめてみると、支配勢力の「先安保、後政治発展」という既存の「安保論理」への回帰による抑圧は、「光州事件」という民主主義的正統性の欠陥に対する批判に止まっていた対抗勢力陣営に、民主化のあり方をめぐる内部分裂をもたらし、それが顕在化したのが、「5・3仁川事態」である。しかし、「5・3仁川事態」に現れた急進的スローガンは、再び支配勢力に「安保論理」を適用しつつ、対抗勢力陣営に対する大々的な検挙を行いうる重要な口実を提供した。その過程で「プチョン署性拷問事件」が発生したが、この事件をきっかけとして、対抗勢力陣営はその後、民主化のあり方をめぐる内部分裂から「何よりも政権打倒」というスローガンに向けて、徐々に収斂していった。その意味で「5・3仁川事態」は、対抗勢力陣営の対案形成において、出発点的な意味を持ったのである。

20) 拷問及び容共操作阻止共同対策委員会「声明書－拷問・性拷問・暴力・容共操作は、軍事独裁統治の本質である－」民主化記念事業会。（http://db.kdemocracy.or.kr/sub_frame.jsp）

3. 「建国大事態」と「大統領直接選挙制への改憲」への対案形成

「5・3 仁川事態」は、さらに支配勢力に「安保論理」を用いた抑圧の口実を与え続けた。しかし、逆説的にも、彼らの抑圧は、民主化のあり方をめぐって分裂していた対抗勢力陣営を、「何よりも政権打倒」という対案に向けて、結集させるきっかけにもなった。最終的に対抗勢力陣営内の内部分裂は、1986年10月28日の「建国大事態」を頂点として、収束したのである。ここでは、この「建国大事態」と、その後の対抗勢力陣営における新たな対案形成のプロセスを見ていくことにする。

「建国大事態」の発端は、「5・3 仁川事態」後、闘争路線を修正した自民闘が各大学間の組織を造るために、「全国反外勢・反独裁愛国学生闘争連合」（以下、愛学闘連）を結成したことである。この事件は、1986年10月28日に全国29の大学から2,000人ほどが建国大学に集まり、4日間、学内に閉じ込められた状態で反政府運動を行ったものである。その結果として、1,525人の学生たちが連行され、そのうち1,290人が拘束されるなど、当時の社会に大きな波紋をもたらした。

この建国大事態において、以下の「愛学闘連の発足宣言」から分かるように、学生勢力は今まで内部分裂を続けてきたことを反省しつつ、皆が共感しうる闘争目標への修正に取り組もうとした。

〔(前略) 第一に、次のような闘争目標を明らかにする。一、米帝の植民地統治を粉碎し、その手先の全斗煥軍部独裁を打倒して、民族自主と民衆民主主義の政権を樹立する。二、米国と日本を始め、帝国主義の侵略を粉碎し、民族の自立化を成し遂げる。三、全斗煥一党の独裁政治を打破し、社会の民主化を遂げる。四、朝鮮半島の分断構造を撤廃し、我が民族の念願である祖国統一を実現する。五、我が学生たちの権益を擁護し、教育の自主化と民主化を成し遂げて、進歩的な教育制度を勝ち取る。(中略) 七、あらゆる民族民主勢力と連帯し、一緒に闘争する。(中略) 第二に、愛学闘連は、我々の過去にあった闘争組織の過ちを克服することを宣言します。(中略) 三、互いに異なる考えを持っている場合、公開討論を通して、強力な思想統一を成し遂げる。(中略) 五、わずかな差異を取り上げて、分裂をもたらす姿勢は、排斥する。(後略)〕²¹⁾

21) 東亜日報社編『宣言から見た80年代の民族・民主運動』東亜日報社、1990年、150頁-151頁。

上記の内容をみると、愛学闘連は、「民族解放」、「民族自主と民衆民主主義」、「民族の自立化」、及び「祖国統一」など、自民闘の論理を再確認しつつも、「進歩的な教育制度」、「民主的権利」、「あらゆる民族民主勢力との連帯」、及び「社会の民主化」など、以前より穏健な闘争目標を設定している。さらに、1985年にあった自民闘と民民闘の対立や「5・3仁川事態」の例を取り上げて、対抗勢力陣営の分裂に加担してしまった自身を反省し、「広範な組織闘争」を行うことを述べている。これは、新民党と在野勢力との連帯を図りつつ、学生全体の意思を反映するという路線修正を明示的にすることでもあった²²⁾。

しかし、支配勢力は「建国大事態」当日、愛学闘連所属の学生たちによって配布された以下のプリントの内容を問題視し、建国大学で行われた愛国闘連の発足式を共産革命分子による占拠乱暴事件と見なした。そして、自らの抑圧能力を動員して、対抗勢力陣営内での学生勢力の孤立を図っていった²³⁾。つまり、「建国大事態」を通して、支配勢力は「先安保、後政治発展」という既存の「安保論理」で反政府運動への抑圧戦略を固めていったのである。

「(前略) 事件当日、彼らは、愛学闘連という親北傀不法不純団体を結成し、〈6・25は、北侵によってもたらされた反米民族解放闘争である〉や〈反共イデオロギーを打倒しよう〉などのスローガンを掲げた。(中略) 北傀歌劇〈血の海〉のセリフをそのまま引用したプリントを配布するなど、露骨的に北傀の路線を支持標榜した。(後略)」²⁴⁾

それにもかかわらず、「建国大事態」に対する支配勢力の容共攻撃や大量の拘束事態などは、学生勢力を孤立することができず、かえって彼らを

22) 張盛旭「精密取材 民民闘・自民闘・愛学闘」民主化記念事業会、328頁。(http://db.kdemocracy.or.kr/sub_frame.jsp)

23) 対抗勢力陣営の中で最も過激であった学生勢力と支配勢力との関係は、1980年4月9日にも溯ることができる。当時、学生勢力は、支配勢力が「兵営集体訓練」を通して、最も意識化されやすい学生たちの批判的思考を根本的に封鎖しようとする策略であると批判しつつ、成均館大学にて「兵営集体訓練反対運動」を起こした。しかし、それは、支配勢力にとって、反共主義に慣れている多くの国民と学生勢力との分裂、危機状況を前提とした「安保論理」が根拠づけられる良いきっかけとなり、学生たちの政治的孤立をもたらしたのである。

24) 「東亜日報」1986年11月8日。

「大統領直接選挙制への改憲」という対案形成へとシフトさせた。つまり、「建国大事態」は、対抗勢力陣営の全体が「大統領直接選挙制への改憲」を優先すべき問題として認識するための、重要な機会となったのである。

その例として、第一に「拷問及び容共操作阻止共同対策委員会」は、1986年11月4日に「建国大事態」に対する声明を発表した。以下の内容を見ると、彼らは支配勢力による「安保論理」の虚構性を批判し、「容共論」そのものが改憲要求に追い込まれていた状況を打開するために、支配勢力が作り上げたものであるというなど、学生勢力の立場に共感していることが分かる。

「(前略)我々は、建国大事態が(中略)社会を恐怖ムードにするための故意的強制鎮圧事態であったと断定する。(中略)この日、学生たちの主張は、主に現軍事独裁の長期執権陰謀阻止及び民主的改憲を通した国民の諸権利確保、そしてこのための愛国民主勢力の大同団結の訴えであった。(後略)」²⁵⁾

第二に、1986年11月5日に民推協も、1985年にあった「ソウル米文化院占拠事件」のスローガンを想起させつつ、学生勢力の路線の過激化は、北朝鮮起因ではなく、いつ終わるか分からない独裁政権に対する挫折感に起因すると主張した。その上で、「建国大事態」で行われたような大量拘束事態を防ぐためには、「大統領直接選挙制への改憲」が唯一の方法であるといい、一つの対案に向けての結集を訴えた²⁶⁾。

第三に、1986年11月12日に新民党は、以下の「建国大事態に対する我が党の見解」を通して、両者(支配勢力と学生勢力)に対する批判的立場を示した。それとともに彼らは、支配勢力の「安保論理」によって作り上げられた社会的合意に代わって、韓国の現実下で通用されるのは、「大統領直接選挙制への改憲」という対案しかないという事実を再確認した。

「(前略)建国大事態で表明された学生たちの基本的立場は、その間の学

25) 拷問及び容共操作阻止共同対策委員会「建国大事態に対する声明書」民主化運動記念事業会。(http://db.kdemocracy.or.kr/sub_frame.jsp)

26) 民主化推進協議会「声明書－建国大事態に対する我々の見解－」民主化運動記念事業会。(http://db.kdemocracy.or.kr/sub_frame.jsp)

生運動を反省し、その力量を反独裁・反外勢闘争に総結集させようということであった。（中略）民主化がされてからこそ、統一へ接近でき、民生問題の解決が可能になるのである。一部の急進的かつ過激な主張が、容共の手がかりとなりうる現政権によって、長期政権の画策に悪用される余地を与えてはならない。（中略）我が党は、（中略）歴史の必然である大統領直接選挙制への改憲など、民主化のために最善を尽くすことを誓う。」²⁷⁾

上記の新民党の戦略を見ると、一方で支配勢力の容共攻撃に対しては、対抗諸勢力の立場に同意しつつ、他方で、学生勢力に対しては、韓国の現在の状況下における「反米反帝」や「民族統一」などの主張は、結果的に支配勢力による「安保論理」の動員にチャンスを与えてしまうことに注意を促す、という立場である。つまり、親民党は、学生勢力の掲げるスローガンについては、確かに大多数の国民もこれに賛同する問題意識を持っているとはいえ、何よりも「大統領直接選挙制への改憲」が先行しない限り、それに対する解決も期待し得ない、という立場をとっていたのである。

さらに、この事件をきっかけとして、学生勢力の中でも闘争方向やイデオロギーの再定立などの内部批判が活発に行われた。彼らの内部批判は、次の三点でまとめられる。第一は、学生運動が政府の強硬対策に対する判断ミスとそれによる多くの力量を損失した点である。第二は、学生運動が当時の状況で集中すべき懸案（長期政権阻止）ではなく、タブー視された領域を取り扱うことで、理念的弾圧を被った点である。第三に、脆弱した大衆的基盤の上に無理やりに政治闘争組織を作り上げようとした点である²⁸⁾。

このように「建国大事態」は、支配勢力に従来の「安保論理」に基づいた弾圧、そして対抗勢力陣営には「大統領直接選挙制への改憲」という一つの対案に向けて結集させる契機となった。つまり、「建国大事態」は、闘争方法において、学生たちの路線と一般国民との間隙を縮小させる役割を果たしつつ、「先安保、後政治発展」という既存の社会的合意に対抗できる対案が形成されるようになった。

27) 新韓民主党「建国大事態に対する我が党の立場」民主化運動記念事業会。（http://db.kdemocracy.or.kr/sub_frame.jsp）

28) 李信行「建国大示威事態」東亜日報社編『現代韓国を揺るがした60大事件－解放から第5共和国まで－』東亜日報社、1988年、337頁。

次章では、「安保論理」の虚構性をめぐって支配勢力と対抗勢力との間に見られた長期間の膠着、また、それを通してつくられた「大統領直接選挙制への改憲」という統一した対案がいかに新しい社会的合意となっていたのかを分析することにする。

第二章 「先安保、後政治発展」という社会的合意の有効性喪失と新しい社会的合意の登場

1. 「4・13護憲措置」と反対声明の拡大

「5・3仁川事態」前後に顕在化した対抗勢力陣営の内部分裂は、「建国大事態」を通して、「大統領直接選挙制への改憲」という対案形成に向けて、ようやく一区切りをするようになった。こうして、「先安保・後政治発展」という従来の社会的合意は、対抗勢力陣営による「大統領直接選挙制への改憲」という対案形成によって、大きく揺らいでいった。例えば、当時の対抗勢力陣営からの政府批判は、主に「安保」と「成長」をバックボーンとした支配勢力の統治パターンに当てられていた。そして、その批判のほとんどは、韓国の状況下で軍部独裁を終焉させるためには、何よりも「大統領直接選挙制への改憲」が先決すべき問題という論理であった。

このように「大統領直接選挙制への改憲」という対案が形成されていく際に、対抗勢力陣営では思いもよらないもう一つの出来事が発生した。その発端は、1986年12月24日、李敏雨新民党総裁が「先民主化・後議院内閣制」という「李敏雨構想」を公表したことである。これは、事実上、新民党の最大派閥であった金泳三・金大中からの反発を買い、後の統一民主党の結成へ決定的契機を提供した。

「安保」と「成長」という社会的合意によって、支えられてきた全政権は、自らの「安保論理」に対する対抗勢力陣営からの問題提起、またその虚構性への認識が拡大していくことによって、政権維持に大きく悩まされるようになった。そこで支配勢力は、絶えず自らの抑圧力を動員して、対抗勢力陣営を容共視しつつ、彼らの結束を妨害していった。しかし、その過程で「ブチョン署性拷問事件」や「朴鍾哲拷問致死事件」など、政権の道徳性と直結した事件が相次ぎ、支配勢力の「安保論理」の虚構性は、さらに一般国民まで広がっていった。こうして支配勢力は、以下の全大統領から

の演説文でもわかるように、自らの既得権を最大限に維持する方法として、「内閣制への改憲」を打ち出した。そして、それを野党側の総裁であった李敏雨が最大派閥を持っている金泳三と金大中との合意なしで受け入れ、「李敏雨構想」というハプニングに至ったのである。

しかし、金泳三と金大中は、親民党内の大部分の国会議員たちとともに脱党し、統一民主党を結成することで、「大統領直接選挙制への改憲」という対案を再確認した。つまり、支配勢力から打ち出された「内閣制への改憲」と、その後の「李敏雨構想」は、かえって支配勢力にとって、「軍部独裁維持 対 大統領直接選挙制への改憲」という対立軸だけを鮮明にさせる逆効果をもたらした。結局、1987年4月13日に支配勢力は、拡大していく反政府運動に対して、「オリンピックの成功的開催・平和的政府移譲」を前面に掲げた「安保論理」の修正で、改憲論議の中断を発表するに至った。

「我々は、これまでの7年間の努力で、各分野において、目覚ましい成長と発展を成し遂げているが、最近の政治水準は、国民の期待に及ばず、かえって失望と挫折感だけを与えているというのが事実である。(中略)私は、去年の4月30日に3党代表たちと会って、与野党が良い憲法案を合意の下で提案するならば、私の在任中であっても、憲法を改正することに反対しないといい、合意改憲の道を開いておいた。(中略)それにもかかわらず、野党は、大統領直接選挙制という党論だけに固執しており、今までただ一回も譲ったことがない。(中略)過去、6回にわたって大統領直接選挙が行われたが、すべての選挙に与党が勝利することで、この制度は、与党に有利なものだと評価されてきたのが事実である。(中略)今、我々に残っている期間は、政府を委譲するための実質的準備作業を進め、政治日程を推進するにも、決して十分ではない。もう私は、任期中改憲が不可能だと判断し、現行憲法に従って、来年2月25日に私の任期満了とともに、後任者に政府を委譲することを明らかにするところである。これとともに私は、平和的政府移譲とソウルオリンピックという二つの国家的大事を成功させるために、国論を分裂させ、国力を浪費するような消耗的改憲論議を止揚することを宣言する。(後略)」²⁹⁾

29) 東亜日報社編『宣言から見た80年代の民族・民主運動』東亜日報社、1990年、285頁-287頁。

上記の談話文を見ると、まず全大統領は、1986年4月30日にあった3党会談を思い起こし、自らが国会内での妥協（「議院内閣制への改憲」）の可能性を提示しているにもかかわらず、「大統領直接選挙制への改憲」という立場から少しも譲らない対抗勢力陣営を批判している。そして、1983年から持続的に経済成長を遂げてきた自らの業績を強調しつつ、「議院内閣制への改憲」に応じない対抗勢力の行動を指して、経済発展に比べ、政治発展が劣っているという論理を述べている。さらに彼は、統計的観点で過去に行われていた「大統領直接選挙制」という制度に対して、否定的な見解を示している。つまり、韓国での「大統領直接選挙制」は、一回も平和的政権交代を達成したことがなかったため、「議院内閣制への改憲」もしくは「現行憲法維持」が韓国の現実に相応しいということである。こうして、彼は「二者択一」式の線引きをしつつ、新民党がすべての選択肢を否定したため、妥協の余地がなくなったという。彼は、親民党のこのような態度のため、改憲論議は、国論の分裂だけをもたらし、結局「平和的政府移譲・オリンピックの成功的開催」を妨害するといい、対抗勢力陣営からの改憲要求そのものが犯罪であると断定するに至る。

このような「4・13護憲措置」は、支配勢力にとって、最後の一撃という意味が強かった。その理由として、第一に支配勢力は、軍部政権を維持するために、既存の「先安保、後政治発展」から「平和的政府移譲・オリンピックの成功的開催」へと「安保論理」を修正するが、当時の反政府運動を鎮圧するにはほとんど通用しなくなり、単なる臨時方便にしかならなかったことである。第二に、「4・13護憲措置」という支配勢力の戦略が、1980年5月17日当時、戒厳令の全国への拡大措置と異なり、反政府運動の鎮静化ではなく、かえって各界各層の時局に対する意見声明と示威を爆発させたことである。いずれにせよ、この時期から支配勢力と対抗勢力との対立軸は、「護憲 対 改憲」へ変わり、対抗勢力陣営の「大統領直接選挙制への改憲」という対案が多くの国民の共感を得て、新しい社会的合意となりつつあった。

例えば、「4・13護憲措置」後、支配勢力からの各界各層では反対声明が相次いだ。第一に民統連の例を取り上げることができる。以下の声明文を見ると、1987年4月14日に民統連は、支配勢力の言う「現行憲法」が「光州事件」を通した恐怖ムードの中で成立したものと規定しつつ、平和的政

府移譲を保障する「大統領7年単任制」も軍部政権の再成立に対する国民の反発を防ぐための弥縫策という批判を行う。

「(前略) 1980年5月17日、軍事クーデターを通して、民主化への熱望を抑え、権力を奪取した全斗煥軍部独裁権力は、国民の抵抗を光州での残酷な虐殺で踏みつけ、あらゆる手段で抑圧しつつ、恐怖ムードの中で憲法を始め、各種の反民主的悪法を量産し、権力を守ることに汲々としてきた。(中略) 彼らは、絶えず暴力で民主化運動、民族統一運動、及び民衆生存権を勝ち取るための運動を弾圧し、外勢と少数独占財閥の利益だけを守ってきた。(中略) 軍部政権が民主化・改憲を口癖のように言い続けてきた一年間、実質的な民主化措置は何もなく、かえって3,000人の学生・労働者・民主人士たちが投獄され、花のように美しい女子学生は、性拷問された。(後略)」³⁰⁾

上記の内容をみると、民統連は、主に二点で支配勢力の両面性を指摘した。第一に民統連は、支配勢力が業績として取り上げている経済成長に対して、経済成長の恩恵が米国と少数独占資本の利益だけを満たしてきただけであり、陰では一般国民の基本権剥奪という犠牲を強要してきたという。第二には、支配勢力の改憲論議中止の正当化に対して、「建国大事態」、「ブチョン署性拷問事件」、及び「朴鍾哲拷問致死事件」などを取り上げて、支配勢力の護憲措置が現在の不利な立場を克服するための形式的措置に過ぎないと指摘する。つまり民統連は、このような二点の問題に基づいて、「4・13護憲措置」そのものが民主主義の発展や先進祖国の創造という趣旨よりも、軍部政権の延長という側面が強いと批判する。こうして、民統連は、護憲反対闘争を行うにおいて、次のように敵を明確に設定した。つまり、民統連は、「光州事件」の加害者、軍部政権成立に助力した者、及び「李敏勇構想」に同意した新民党議員たちを主な敵として設定し、それ以外の各界各層を包括することで、あらゆる勢力の団結闘争を誘引していった³¹⁾。

30) 民主・統一民衆運動連合「全国民が力を合わせて長期政権を粉碎しよう！ - 4・13談話に対する我々の立場 -」6月民主抗争10周年事業汎国民推進委員会編『6月抗争10周年記念資料集』四季、1997年、172頁。

31) 民主・統一民衆運動連合「進もう！軍事独裁打倒の総力戦へ - 4月革命の27周年を迎えつつ -」6月民主抗争10周年事業汎国民推進委員会編『6月抗争10周年記念資料集』四季、1997年、173頁。

民統連に引き続き、1987年4月18日には、民主言論運動協議会、民主教育実践協議会、韓国出版文化運動協議会、民族美術協議会、自由実践文人協議会、及び民衆文化運動連合など、いわゆる「文化6団体」も「4・13護憲措置」に対する反対声明を発表し、護憲反対運動の熱気を高潮させていった。「文化6団体」は、元々「文化3団体」から出発した組織として、1985年「2・12総選挙」以後、対抗勢力の勢いに驚いた支配勢力が、再び「先安保、後政治発展」という「安保論理」へ回帰して、同年5月から理念書籍³²⁾の取り締まりを行った時期から生まれたものである。その当時、彼らは、1985年5月6日に民主言論運動協議会、自由実践文人協議会、民衆文化運動連合の「文化3団体」の名で、「出版の自由に対する暴力的弾圧を直ちに中断せよ」という共同声明を発表した。そして、後に三つの団体が新しく加わることによって、「文化6団体」へと発展し、民主化運動の大衆の地平を広げることに貢献した³³⁾。

彼らは、主に全政権、統一民主党、米国という三つの対象に対して、批判する³⁴⁾。まず、全政権に対しては、他の団体と同じく軍部政権が「光州事件」、「民主化運動の人々の大量拘束」、「プチョン署性拷問事件」、及び「朴鍾哲拷問致死事件」などを行っただけではなく、少数独占資本の利益のみを満たしてきたと批判する。そして、既存の体制下でのオリンピックや平和的政府移譲などは、単なる権力維持のためのスローガンに過ぎないと強調する。第二に、統一民主党に対しては、過去の新民党時の「李敏雨構想」のような機会主義的態度を批判しつつ、「大統領直接選挙制への改憲」という立場をしっかりと堅持することを要求する。第三に、米国に対しては、1987年3月6日のシュルート米国务長官の発言を批判する。シュルート米国务長官は、たとえば、「対話と妥協ではなく、暴力などに依存した政治発展の模索は、社会安定の基盤を崩す。韓国政府・与党の確固たる大統領単任制の維持への意志と1988年2月に予定されている政府移譲などに

32) ここで理念書籍とは、権威主義体制下の韓国の支配勢力が対抗勢力を弾圧する用語として、彼らの判断基準で既存体制への抵抗を扇動しうる書籍を指す。

33) 金ヨン Chol「文化人の連帯、抗争の地平を広げる－文化6団体の共同闘争－」6月民主抗争継承事業会・民主化運動記念事業会『6月抗争を記録する－2編－』6月民主抗争継承事業会・民主化運動記念事業会、2007年、122頁。

34) 民主言論運動協議会・民主教育実践協議会・韓国出版文化運動協議会・民族美術協議会・自由実践文人協議会・民衆文化運動連合「全国民の力で護憲画策を粉碎し、長期執権を阻止しよう。－軍事独裁政権の4・13特別談話に対する文化人たちの立場－」6月民主抗争10周年事業汎国民推進委員会編『6月抗争10周年記念資料集』四季、1997年、173頁。

よる漸進的な民主化を高く評価する。」³⁵⁾と云って、支配勢力の「内閣制への改憲論」と「李敏男構想」を支持したことがある。そこで「文化6団体」は、米国が徹底した利害関係を重視するあまり、親韓国政府的性向に傾いていると非難し、民主化過程における米国の介入を警戒したのである。

「文化6団体」以外にも、「4・13護憲措置」に対する反対声明は、民主化実践家族運動協議会を始め、韓国女性団体連合、統一民主党、知識人層、学生勢力などの各界各層にわたって相次いだ。このように「4・13護憲措置」は、「大統領直接選挙制への改憲」を新しい社会的合意として成立させる起爆剤となった。例えば、1987年4月22日には、韓国女性団体連合が「(前略)権力構造や詳細な改憲の骨格は、合意点が見出せなかったとしても、改憲そのものは、もう国民的合意が形成されたもので、これを行政府の首班が一方的に中断させたことは、国民を愚弄することである。(後略)」³⁶⁾と批判した。また同日には、高麗大学教授30人が以下の「改憲問題に関する我々の見解」を発表し、「大統領直接選挙制への改憲」が「歴史的課題」、「歴史の絶対的要請」、及び「歴史の大業」であるといい、各界各層の反政府運動への賛同を誘引した³⁷⁾。高麗大学の教授たちによる反対声明は、1987年5月30日に至って、全国50の大学での1,530人の教授たちが賛同し、数多くの大学院生まで「4・13護憲措置」への批判声明や教授たちの時局宣言を支持する声明書を発表した³⁸⁾。このような一連の事件は、1987年6月26日の「民主化のための全国教授協議会」創立のきっかけにもなった。

さらに1987年5月1日、金泳三は、統一民主党の全党大会において、以下のような演説を語った。それは、主に「4・13護憲措置」を「4・13措置」と「護憲」に分けて、改憲要求を抑えるための支配勢力の戦略を明かすことに焦点が当てられている。

35) 「京郷新聞」1987年3月6日。

36) 韓国女性団体連合「4・13特別談話に対する我々の立場－民主化に逆らう護憲を反対する－」6月民主抗争10周年事業汎国民推進委員会編『6月抗争10周年記念資料集』四季、1997年、175頁。

37) 高麗大学署名教授一同「改憲問題に関する我々の見解」6月民主抗争10周年事業汎国民推進委員会編『6月抗争10周年記念資料集』四季、1997年、30頁。

38) 安ビョンウク「知識人たちの改憲声明」6月民主抗争継承事業会・民主化運動記念事業会『6月抗争を記録する－3編－』6月民主抗争継承事業会・民主化運動記念事業会、2007年、141頁。

「(前略) 現政権の4・13措置は、(中略) 国民的合意に対するクーデターを行ったことに過ぎません。(中略) 護憲とは何でしょうか。現行憲法は、光州事件の歴史的悲劇の中で、戒厳令を宣布しておき、大統領任期を昨日は5年、今日は6年、明日は7年というふうに勝手に制定したものです。このように4・13措置は、特定の人を大統領にするために維新体制をそのまま複写した大統領間接選挙体制の憲法、また軍事独裁体制の出帆のために急造された憲法へ戻ろうとする試みです。これは、護憲と改憲に対する単純な選択ではなく、軍事独裁体制を継承させるという反国民的陰謀だけです。(後略)」³⁹⁾

まず彼は、「4・13措置」を国民的合意に対する支配勢力のクーデターであると規定した。その上で、支配勢力が保護しようとする憲法を「維新体制」の複写版であるといい、「護憲」対「改憲」という対立軸そのものは、支配勢力が自らの陰謀を表に出さないために造ったものであると否定した。つまり彼は、支配勢力が「大統領単任制」を強調しつつ、軍部政権が民主主義的ということについて、単なる平和的政府移譲を装ったものであり、「議院内閣制への改憲」も軍部政権を存続させる可能性が高いと強調した。そこで彼は、「護憲」対「改憲」の問題を超えて、韓国に軍事独裁体制の清算など、真の民主化をもたらすためには「大統領直接選挙制への改憲」が唯一の対案であると力説した。

このように1986年4月30日、与野3党会談後から1年間続けられてきた「改憲論議」は、「4・13護憲措置」という支配勢力の一方的宣言によって、中断の危機に追い込まれた。しかしそれは、国民の民主化への要求を鎮静化させた1980年とは違って、7年間、蓄積されてきた民主化への力量を一つに結集させる起爆剤となった。つまり「4・13護憲措置」によって、前述した野党、在野勢力、文化6団体、韓国女性団体連合、及び知識人層などの非難声明はもちろん、各宗教団体や貧民団体など、様々な団体からの反政府運動への参加が相次いだのである⁴⁰⁾。

さらにこのような「護憲撤廃・大統領直接選挙制への改憲」の要求が盛

39) 金泳三「就任辞 - 統一民主党的総裁就任式 -」6月民主抗争10周年事業汎国民推進委員会編『6月抗争10周年記念資料集』四季、1997年、180頁。

40) ユシチュン「民主憲法争取国民運動本部の秘密結成作戦」6月民主抗争継承事業会・民主化運動記念事業会『6月抗争を記録する - 3編 -』6月民主抗争継承事業会・民主化運動記念事業会、2007年、173頁。

り上がっていく中で、対抗勢力陣営だけではなく、一般国民まで反政府運動へ合流させるきっかけとなる「朴鍾哲拷問致死隠蔽事件」⁴¹⁾が発生した。これは、1987年1月14日に発生した「朴鍾哲拷問致死事件」に起因するが、「改憲論議」が盛り上がっているところに支配勢力の道徳性に打撃を与えるなど、反政府運動のさらなる増加をもたらした。しかも、1987年5月18日、明洞聖堂で「5・18 光州抗争犠牲者7周期追慕ミサ」後、突然、カットリック正義具現全国司祭団の名前で「朴鍾哲君拷問致死事件は、操作された」という声明書が発表された⁴²⁾。結局、これは「4・13 護憲措置」以後、同時多発的に展開されていた民主改憲運動を国民的次元で積極的かつ統合的運動へ転換させるきっかけとなった⁴³⁾。

こうして、1987年5月20日に「朴鍾哲君拷問致死隠蔽事件」をきっかけとして、野党、在野勢力、宗教団体の代表たちは、全国民的民主化運動を展開するための組織が必要であるという合意の下に、「民主憲法争取国民運動本部」（以下、国民運動本部）を結成することを決議した。そして、1987年5月27日、総発起人2,263人のうち、150人が参加して「民主憲法争取国民運動本部発起人大会」を開いたのである⁴⁴⁾。

そこで「国民運動本部」は、支配勢力の既存の統治パターンを拒否し、民主化そのものを一つの逆らうことのできない「歴史の大勢」と規定することで、1980年に支配勢力によって造られた社会的合意が終焉していることを宣言した⁴⁵⁾。この「国民運動本部」は、民主化を望むあらゆる対抗勢力の政治的求心点となったという意味で、最大の反独裁・民主化勢力の結集体ともいえる。また全国各地で、運動本部と委員会を構成することによって、国民皆が参加しうる具体的な通路と機会が設けられたという点で、

41) 朴鍾哲氏は、1987年当時、ソウル国立大学の言語学科の学生会長であった。全政権は、朴氏を「5・3仁川事態」との関連の疑いで逮捕し、電気拷問や水拷問などを行ったあげく、死に至らせたのである。

42) 姜ジュンマン『韓国現代史の散策 - 1980年代編 - 3巻』人物と思想史、2006年、153頁。

43) 金ジョンナン「司祭団、拷問殺人犯が操作された」6月民主抗争継承事業会・民主化運動記念事業会『6月抗争を記録する - 3編 -』6月民主抗争継承事業会・民主化運動記念事業会、2007年、160頁。

44) 姜ジュンマン『韓国現代史の散策 - 1980年代編 - 3巻』人物と思想史、2006年、154頁。

45) 東亜日報社編『宣言から見た80年代の民族・民主運動』東亜日報社、1990年、46頁 - 47頁。

「国民運動本部」は、一般国民の民主化への意思と熱気を大きく高潮させることに貢献したといえる。

「2・12総選挙」での事実上の敗北をきっかけとして、支配勢力は、「国民的和合」を放棄し、再び「先安保、後政治発展」という既存の「安保論理」に基づいて、対抗勢力への本格的な弾圧に突入した。しかしそれは、反共主義という認識枠を克服した問題提起が行われた後であったため、反政府運動の拡大に歯止めをかけることができなかった。逆説的に支配勢力の抑圧は、民主化のあり方をめぐる対抗勢力陣営の内部分裂を促し、「5・3仁川事態」と「建国大事態」による統一した対案をもたらした。つまり、「安保論理」を動員した支配勢力の抑圧は、1980年のように対抗勢力陣営を分裂させることができず、最終的に対抗勢力陣営の全体が「大統領直接選挙制への改憲」という対案に向けて、結集していくことに役に立ったのである。さらにこのような対抗勢力陣営からの対案形成は、支配勢力に「4・13護憲措置」という極端な選択肢を選ばせた。しかし、これは1980年「5・17非常戒厳全国拡大」の状況とは違って、全国で同時多発的な反対声明をもたらしたのである。つまり、1987年の「4・13護憲措置」は、「先安保、後政治発展」という既存の社会的合意が「大統領直接選挙制への改憲」という新しい社会的合意へ代替されていく過程を顕在化させる重要な事件であった。さらにその代替過程の終着点として、「国民運動本部」という巨大組織が誕生したが、その後から、長期間にわたって続けられた支配勢力と対抗勢力との間の力均衡は、急速に対抗勢力陣営の方へ移動していき、それとともに支配勢力の立場も、次第に孤立していった。

第三章 新しい社会的合意の象徴としての「国民運動本部」

1. 最小レベルでの反政府運動

「朴鍾哲拷問致死隠蔽事件」をきっかけとして、1987年5月27日に結成された「国民運動本部」は、後の「6・10国民大会」を企画及び推進する基盤となった。しかし「4・13護憲措置」後、反政府運動が頂点に達していたにもかかわらず、1987年6月2日に全斗煥は、既存の趣旨どおりに、当時の民正党の代表委員であった盧泰愚を次期大統領候補に指名し、1987年6月10日の民正党全党大会では、正式に民正党の大統領公認候補とし

て認めた。こうして「国民運動本部」は、1987年6月5日から本格的な反政府運動の準備に取り組み、民正党の全党大会と同じ日に大規模のデモを企画するに至った。この日に向けて「国民運動本部」は、73人の各地域・各界各層の代表たちを集めて、以下のような国民の賛同を訴える声明書とともに、「6・10大会行動要綱」を作成するなど、緻密な準備をしていった。こうして当日には、ソウルを始めとした全国22都市で50万人の学生・市民たちの参加を導き出すことに成功した⁴⁶⁾。

「(前略) この国民大会は、決して特定の人と政党を憎悪するためではなく、国の主人である国民の命を奪い、主権を剥奪し、限りなく騙す軍部政権に向けて、国民主権を宣布する大会である。(中略) 学生たちをお願いします。(中略) 独裁者の暴挙に利用されない知恵を勇氣とともに忘れてはなりません。(中略) 今度の国民大会は、次の政府と大統領が国民に非難されず、世界に向けて堂々となろうとすれば、独裁憲法ではなく、民主憲法に従って、また独裁者の指名ではなく、国民の手で選ばなければならない事実を、民正党とこの政権だけ無視していることを悟らせるためです。(後略)」⁴⁷⁾

上記の宣言文をみると、反政府運動に向けた「国民運動本部」の戦略がわかる。その内容は、主に1987年6月5日にあった全斗煥による次期大統領候補の発表に対する批判と、全国民に反対闘争への参加を訴えるものである。この日には、各地域・各界各層の73人の代表たちが「6・10国民大会」の闘争方向と行動規則を定めた。まず闘争方向としては、主に国民主権の回復に焦点を当てている。つまり、ここで取り扱っている国民主権とは、大統領を国民の手で選べる権利と、拷問などに脅かされる国民の生命権のことを言う。この二つの権利を獲得するために「国民運動本部」は、学生勢力に、再び支配勢力が「安保論理」を使えるような過激な行動を自制することを求めている。このように「国民運動本部」は、拷問殺人糾弾及び大

46) 民主化運動記念事業会研究所編『韓国民民主化運動史年表』民主化運動記念事業会、2006年、477頁。

47) 民主憲法争取国民運動本部「6・10国民大会に際して、国民へ捧げるお言葉」6月民主抗争10周年事業汎国民推進委員会編『6月抗争10周年記念資料集』四季、1997年、226頁 - 227頁。

統領直接選挙制への改憲という目的を達成するために、全国民的参加と非暴力闘争という路線に基づいて、反政府運動を展開していくことを志向した。「国民運動本部」による全国民的参加と非暴力闘争という路線がよく表れていたものが、同日に発表された以下の「6・10大会の行動要綱」である。

〔(前略) 2. (1) 午後6時、国旗下降式を期して、全国民は、自分の居場所で国歌を歌う。(2) 国歌が終わった後、自動車は、警笛を鳴らす。(3) 全国のお寺、聖堂、教会は、鐘を打つ。(4) 国民たちは、都合に合わせて万歳三唱をするか、それとも自分の居場所で黙祷することで民主争取の決意を固める。(中略) 7. 6・10国民大会は、徹底に平和的に参加してほしい。もし暴力を志向したり、器物損壊などを行ったりする人は、国民大会を妨害しようとする外部勢力と規定する。(後略)〕⁴⁸⁾

上記の「6・10大会の行動要綱」には、全国各地ですべての国民の参加を誘導するために、誰でもできるような次元での象徴的行為を提示している。たとえば「国民運動本部」は、当時、日常的に行われた国旗下降式で国歌を歌うことや自動車の警笛を鳴らすことなどを提示して、その間、支配勢力の弾圧を恐れて、沈黙してきた多数の一般国民が容易に参加できるようにしたのである。そして、「6・10国民大会」の闘争戦略を徹底に非暴力闘争にすることで、支配勢力の「安保論理」に根拠を与えず、政権の不当さに関する宣伝効果を極大化しようとする戦略を選択した。

このように「4・13護憲措置」をきっかけとして、対抗勢力陣営は「大統領直接選挙制への改憲」という対案が多数の共通認識であり、それが新しい社会的合意として成立したことを、「国民運動本部」という組織を通して、確認するようになった。しかし、既存の社会的合意が「大統領直接選挙制への改憲」という新しい社会的合意に代替されたにもかかわらず、支配勢力は「4・13護憲措置」の趣旨通りに次期大統領候補を指名した。つまり、全国的規模の反政府運動に直面した支配勢力は、事態を正確に把握しないまま、既存の「護憲論」を堅持することで、さらに窮地へ追い込まれていった。こうして「国民運動本部」は、「大統領直接選挙制への改憲」

48) 民主憲法争取国民運動本部「6・10国民大会行動要綱」6月民主抗争10周年事業汎国民推進委員会編『6月抗争10周年記念資料集』四季、1997年、241頁。

という多数の共通認識を実際の行動へ導き出すために、闘争を最小レベルに限定させていった。

2. 学生勢力の「6・10 国民大会」への合流

1980年代の民主化運動において、支配勢力への問題提起などの先導的役割を果たしてきた学生勢力は、「建国大事態」をきっかけとして、闘争方法に対する様々な内部修正を行わなければならなかった。なぜならば、1986年10月28日に発生した「建国大事態」は、反政府運動が盛り上がっていく中で、支配勢力による大量拘束や容共攻撃の余地を与え、彼ら自身はもちろん、対抗勢力陣営の立場も委縮させてしまったからである。そこで、各大学の1987年度総学生会選挙では、既存の暴力先導的闘争を反省する選挙公約が始め、非暴力平和闘争、学園民主化、及び1987年度政権交替期の民主政権樹立などを主要公約とした大勢の自民閥系候補が当選するに至った⁴⁹⁾。

このように各大学での総学生会が大衆闘争へと方向転換をしていく最中に、1987年1月14日に「朴鍾哲拷問致死事件」が発生した。ここにおいて学生勢力は、自らの闘争路線の変化を公に見せはじめた。例えば、1987年2月7日、全国16の地域で行われた「故朴鍾哲君汎国民追悼大会」と3月3日の「故朴鍾哲君の四十九日の法要・拷問追放国民大行進」を取り上げることができる⁵⁰⁾。「2・7大会」と「3・3大会」とも呼ばれたこの両大会で学生勢力は、「5・3 仁川事態」と「建国大事態」で見られた暴力中心の先導闘争を止め、徹底に非暴力平和示威を中心とした大衆闘争を実践していった。

1986年11月から1987年3月までにあった各大学の総学生会選挙、「2・7大会」、及び「3・7大会」などは、「建国大事態」以後、瓦解した各大学の運動組織を再編し、その力量を再び発揮するための体系的かつ組織的な準備を可能にした⁵¹⁾。こうして彼らは、「4・13 護憲措置」後から素早く対

49) 金ビョンシク「6月抗争の先鋒長、ソ大協」6月民主抗争継承事業会・民主化運動記念事業会『6月抗争を記録する－3編－』6月民主抗争継承事業会・民主化運動記念事業会、2007年、185頁。

50) 民主化運動記念事業会研究所編『韓国民主化運動史年表』民主化運動記念事業会、2006年、473頁－474頁。

51) 金ビョンシク「6月抗争の先鋒長、ソ大協」6月民主抗争継承事業会・民主化運動記念事業会『6月抗争を記録する－3編－』6月民主抗争継承事業会・民主化運動記念事業会、2007年、185頁。

抗勢力陣営との連帯を図りつつあった。たとえば、1987年5月8日、ソウル市内の18の大学の学生代表は「一人の十歩より、十人の一歩へ」⁵²⁾というスローガンを示すことで、後の「6・10国民大会」への機運を高めていった。以下の「6・10国民大会」に向けたソウル地域大学生協議会（以下、ソ大協）の記者会見文の内容をみると、闘争方法における学生勢力の戦略修正が明らかに表れている。

〔(前略)我々は、まず現政権が国民的合意の下で出帆せず、光州民衆の虐殺の中で強権と武力で権力を奪取した正統性のない政権であることを明らかにする。(中略)間違っただけで出発した政権が正しく維持できるはずがないもの。(中略)プチョン署性拷問に引き続き、朴鍾哲学兄に対する拷問殺人に帰結している。(中略)出発と維持が非正統性と不道徳に点綴された現政権が自らの誤りを反省し、直すために努力するどころか、かえって4・13護憲妄言を通し、ずうずうしい長期政権の陰謀を露骨的に表現するに至って、我々の青年学徒は、もうこれ以上、我慢できない鬱憤で決起しようとする。(後略)』⁵³⁾

上記の内容を見ると、ソ大協は、既存の植民地解放、祖国解放、反米自主化、及び反ファッショなどの用語をなるべく控えて、軍部政権の民主主義的正統性と道徳性の欠陥に焦点を絞っていることが分かる。つまり、ソ大協は、「国民運動本部」によって設定された範囲内での闘争方向と、彼らの企画した「6・10国民大会」への積極的な参加意思を明らかにしたのである。こうしてソ大協は「6・10国民大会」に向けて、自らの行動範囲を具体的に定めていった。つまり、自らの闘争方向を「護憲廃廃・独裁打倒」に求めつつ、行動範囲を宣伝扇動の組織化や民衆の闘争の行動化などに限定することで、従来在先導的姿勢から補助的役割へと変化を図ったのである。たとえば彼らは、落書き、ステッカー、プリント、及び電話などで、一般国民に「6・10国民大会」を宣伝するという計画を示した⁵⁴⁾。こ

52) 同書、190頁。

53) ソウル地域大学生代表者協議会「6月10日朴鍾哲拷問致死隠蔽操作糾弾大会に臨むソウル地域大学生代表者協議会の立場」民主化運動記念事業会。(http://db.kdemocracy.or.kr/sub_frame.jsp)

54) ソウル大学総学生会「6月10日は、軍部独裁を完全に終焉させる民衆決起の

うして学生勢力も「護憲撤廃・民主憲法改憲（大統領直選制への改憲）」という新しい社会的合意に合流し、全ての反政府運動の力量が「国民運動本部」に結集されるようになった。

学生勢力は、1980年代の民主化への移行過程において、反共主義の枠を克服した問題提起や「2・12総選挙」の前に支配勢力の民主主義的正統性の欠陥に対する宣伝を行うなど、先導的役割を果たした。しかし彼らは、自らの急進的路線の故に、支配勢力による「安保論理」の動員に根拠を与えてしまった。つまり、確かに学生勢力は「分断」による反共主義の認識枠の克服に重要な役割を担ったが、依然として存続する「分断」によって、彼らの急進的スローガンは、意図せざる形で支配勢力の「安保論理」の動員に動機を与え、民主化への移行を遅らせることに寄与することになったのである。この点を踏まえるならば、学生勢力の新しい社会的合意への合流は、大きな意味を持つ。すなわち、それは、支配勢力の「安保論理」が社会的合意としての機能を完全に喪失し、「大統領直接選挙制への改憲」という新しい社会的合意が、もはや逆らうことのできない社会的な共通認識となったことを意味するのである。より具体的に言えば、軍部政権の正統性につながる「安保論理」の根幹には、「分断」という実体が存在する。そのため、学生勢力による「分断」の弊害に対する指摘は、軍部政権の維持が支配勢力の利益だけを満たす虚構的なものだということを広く知らせることに貢献した。しかし、「分断」という実体が存続していたため、「分断」に対する学生勢力の継続的な批判は、既存の資本主義体制に慣れている対抗勢力陣営内の諸勢力と一般国民にとって受容しにくいものであった。そのため、既得権の喪失を憂慮する支配勢力に、再度「安保論理」を適用した抑圧に動機を与えることにもなったのである。それが「建国大事態」であった。その後、学生勢力は自らの急進的路線が反政府運動の方向性の確定と集中を阻害すると認識するに至る。こうして彼らは、現実的状况を考慮して、まずは「大統領直接選挙制への改憲」による「政権打倒」に同意し、事後的に「分断」から生じた弊害を修正するという方に路線を変更するようになった。

日である」6月民主抗争10周年事業汎国民推進委員会編『6月抗争10周年記念資料集』四季、1997年、241頁。

3. 新しい社会的合意と「6月抗争」

「大統領直接選挙制への改憲」という新しい社会的合意が成立したにもかかわらず、支配勢力は、従来のやり方通りに、全政権の二番目の実力者である盧泰愚を次期大統領候補として指名しようとした。これに対して「国民運動本部」は、民正党の全党大会の日である1987年6月10日に「6・10国民大会」を行うことを決め、同日の午後6時に大韓聖公会中央聖堂で⁵⁵⁾、反対行動の本格的な開始を宣言した。当時、発表された以下の「6・10国民大会宣言文」をみると、「国民運動本部」が支配勢力の戦略に対して、いかなる戦略で対応しているのかがわかる。

「(前略)4・13暴挙は、時代的大勢の民主化を逆らおうとする陰謀である。(中略)外勢の占領下で半島が分断されて40年、その間、我々は、分断と経済開発を理由とした独裁権力によって、まともに息もできずに生きてきたが、今この国は、銃でも治まらない全国民の民主化への熱気が怒涛のように押し寄せている。(中略)もう我が国民は、いかなる理由や名分によっても、これ以上、民主化の実現が遅延されてはならないと要求している。つまり我が国民は、分断、経済開発、そしてオリンピックを理由として民主化を留保しようとする歴代独裁政権の偽りの論理から目を覚ましている。(後略)」⁵⁶⁾

上記の宣言文を見ると、「6・10国民大会」の目的は、主に「護憲撤廃・独裁打倒」というスローガンに基づいた支配勢力の民主主義的正統性の欠陥問題や「4・13護憲措置」に対する批判にまとめられる。たとえば、「国民運動本部」は、安保と成長という口実で軍部政権を正当化してきた、支配勢力の「安保論理」はもはや通用しなくなったと批判している。つまり、「分断・経済開発」に「オリンピック」を結び付けて民主化への改憲を遅延することには、いかなる名分もないと強調した。このように「国民運動本部」は、「6・10国民大会宣言文」を通して、「先安保、後政治発展」という既

55) 姜ジュンマン『韓国現代史の散策 - 1980年代編 - 3巻』人物と思想史、2006年、159頁。

56) 東亜日報社編『宣言から見た80年代の民族・民主運動』東亜日報社、1990年、48頁 - 49頁。

存の社会的合意がすでに有効性を喪失してしまい、「大統領直接選挙制への改憲」という新しい社会的合意が形成されていることを明らかにした。

結局、当日の示威行動には、全国主要 22 都市の 514 ヶ所で 50 万人が参加し、3,831 人が検挙されるほど、激しい闘争の様相を呈した。これは、1960 年の「4・19 革命」以来、最大規模の動員という記録的な集会であった⁵⁷⁾。それでも、「6・10 国民大会」は、「6 月抗争」の出発点に過ぎなかった。1987 年 6 月 10 日の午後 6 時を期して始められた示威は、11 日の午前 4 時まで続けられた。その中で、一部の示威隊（学生 500 人、労働者 30 人、上鷄洞住民 80 人、一般市民 150 人）が警察の封鎖によって、明洞聖堂内に追い込まれる事件が発生した。この一部の示威隊は、6 日間、封鎖されたままで示威行動を行い続けた。こうして支配勢力は、「激烈不純分子の 600 人が明洞聖堂という聖域を左傾共産革命の本拠地と設定して、不法占拠事態を鎮静させようとする警察の措置に抵抗している」や「6・10 不法集会と暴力示威は、暴力革命を誘導しようとする不純な意図を孕んでいる」などの特別談話を発表した。それに基づいて、支配勢力は、6 月 12 日に「6・10 国民大会」当日から検挙された 3,854 人のうち、123 人や統一民主党の副総裁をはじめ、「国民運動本部」の役員 13 人を拘束し、明洞聖堂内の示威隊に対しても、全員拘束方針を示した⁵⁸⁾。

しかし、以下の国民に対する報告文からもわかるように、明洞聖堂内の示威隊に対する支配勢力の容共攻撃は、示威隊を孤立させるどころか、かえって大勢の一般国民の支持をもたらすことになった。それだけではなく、6 日間の明洞聖堂内の闘争は、「6・18 催涙弾追放大会」と「6・26 国民平和大行進」へと繋がる架け橋的な役割を果たした⁵⁹⁾。

57) ユシチュン「聖公会大聖堂、護憲撤廃独裁打倒の喚声の爆発」6 月民主抗争継承事業会・民主化運動記念事業会『6 月抗争を記録する - 3 編 -』6 月民主抗争継承事業会・民主化運動記念事業会、2007 年、231 頁。

58) ナドウン「抗争の架け橋、明洞聖堂示威」6 月民主抗争継承事業会・民主化運動記念事業会『6 月抗争を記録する - 3 編 -』6 月民主抗争継承事業会・民主化運動記念事業会、2007 年、274 頁。

59) ナドウン「抗争の架け橋、明洞聖堂示威」6 月民主抗争継承事業会・民主化運動記念事業会『6 月抗争を記録する - 3 編 -』6 月民主抗争継承事業会・民主化運動記念事業会、2007 年、292 頁。

「我々は、6月10日より始めた明洞聖堂闘争の民主市民、学友です。(中略) 暴徒と容共・左傾から始めた支配勢力の操作は、ついに司祭団と我々との固い連帯を分裂させようとしてしました。(中略) 5. 特に我々の明洞闘争市民、学生に送ってくれた2千万ウォンの寄付金と山のように積もっている生活用品は、我々にとって大きい力になっただけではなく、国民皆さんの真心が何であるのかを知るよいきっかけでした。(後略)」⁶⁰⁾

上記の内容を見ると、6日間の明洞聖堂での闘争は、すでに支配勢力の「安保論理」が社会的合意としての機能を喪失したということを示している。また、国民からの多くの支援についての記述から、「護憲撤廃・民主憲法への改憲」が逆らえない一つの社会的合意として、根付くようにもなったことも窺うことができる。具体的には、「分断」から生じた反共主義という認識枠を克服した問題提起の後、対抗勢力陣営は支配勢力の「安保論理」が自分自身の利益だけを満たすためであるという認識を共有しはじめるようになった。もっとも、その後、対抗勢力陣営内では、「民主化」という共通認識を前提としつつ、民主化のあり方をめぐり内部分裂も発生した。このような内部分裂の中で、特に「分断」の弊害を指摘する急進的路線は、再び支配勢力が「安保論理」を動員しうる余地を与え、ついには「5・3仁川事態」と「建国大事態」のような事件をもたらした。しかしこれは一時的な現象であり、その後、対抗勢力陣営では、これ以上、民主化への移行を遅延させないために、何よりも軍部政権の打倒という立場に収斂するようになった。その結果、支配勢力は、軍部政権を維持するいかなる正当性も見つからず、さらに孤立していく。このような状況で「6・10国民運動」が起り、もはや一般国民も「安保論理」が軍部政権を持続する口実とはならないと認識するようになったのである。

さらに「国民運動本部」は、6月14日に明洞聖堂での市民・学生による闘争が行われていく中で、「6・18催涙弾追放大会」の開催を発表した。「6・18催涙弾追放大会」開催の起爆剤となったのは、「李韓烈事件」であった。1987年6月9日、「6・10大会」の前日に延世大学の校門で示威中であつた李韓烈氏が警察の撃った催涙弾に後頭部を直撃され、寝たきり状態に至

60) 明洞闘争民主市民学生一同「明洞闘争を終えながら」6月民主抗争10周年事業汎国民推進委員会編『6月抗争10周年記念資料集』四季、1997年、277頁。

る事件が発生したのである。さらに催涙弾に直撃された後、友人に寄りかかっている李韓烈氏の姿が新聞に載せられ、社会的に大きな波紋をもたらした。このように「李韓烈事件」は、「国民運動本部」にとって、「催涙弾追放大会」への直接的動機を与え、以前まで民主化運動に関心のなかった一般国民すらも示威隊への参加を促すことに貢献した。

6月18日に行われた「6・18催涙弾追放大会」には、全国で150万人が参加した。特に、同日の釜山では30～40万人が参加して、警察が鎮圧を諦める事態にまで至った。また6月19日には、光州市、20日に至っては、江原地域まで示威が拡大するなど、全国的規模の示威が21日まで続けられた。さらに6月20日には、「国民運動本部」が「4・13護憲措置の撤回」、「6・10大会関連拘束者及び良心犯の釈放」、「集会・示威・言論の自由保障」、および「催涙弾使用中止」を政府に催促しつつ、もし政府がこれに応じない場合、「国民平和進行」を強行することを明らかにした⁶¹⁾。つまり「国民運動本部」は、支配勢力と米国への批判とともに、再度自らの闘争方向を確かめるなど、もう国民たちには、既得権を維持するための「安保論理」が通用しないと強調した⁶²⁾。

しかし支配勢力は、以下の「時局特別談話」からもわかるように、これまでと同じパターンで安保と成長を強調しつつ、反政府運動を単なる過激騒擾、国力浪費、及び国論分裂を起こす不純な勢力と規定した。その上、これらの国益に背く反政府運動が続けられると、軍の介入も考えうると脅迫した。このように彼らは、すでに社会的合意としての機能を喪失した「安保論理」をなおも提示しつつ、反政府運動を抑えようとする戦略を堅持したのである。

「(前略) 今、我々が平和的政府移譲、オリンピックの成功的開催、持続的経済発展、そして国家安保維持など、数多くの国家的課題を担っているという事実と関連して、政府は、今日のような過激騒擾事態で国力浪費と国論分裂を起こしてはいけないという判断をしています。(中略) 学生と

61) 民主化運動記念事業会研究所編『韓国民民主化運動史年表』民主化運動記念事業会、2006年、479頁－480頁。

62) 民主憲法争取国民運動本部共同代表・常任執行議員一同「声明書－1987年6月20日－」6月民主抗争10周年事業汎国民推進委員会編『6月抗争10周年記念資料集』四季、1997年、296頁。

市民たちは、過激な集団行為を自制し、各自の家や生業の現場へ復帰しなければなりません。(中略)もし我々皆が切に願っている法と秩序の回復ができなくなったら、政府としては、仕方なく非常な覚悟をするしかありません。(後略)⁶³⁾

以上の支配勢力からの脅迫めいた批判にもかかわらず、「国民運動本部」は、過去にあったクーデターの例を取り上げることで、「安保論理」の社会的合意としての機能喪失を指摘しつつ、軍部政権の退陣という社会的合意が形成されたことを強調した。そして「国民運動本部」は、支配勢力の「安保論理」に支持する米国の発言を指摘した上で、米国が「光州事件」のときに傍観者的姿勢を取ったことを想起させた。つまり「国民運動本部」の論理から見ると、米国の言う「安保」は事実上、支配勢力を支持することであり、「先安保・後政治発展」という彼らの発言は第二の「光州事件」をもたらしうる警戒すべき発言なのである。

このように「国民運動本部」は、現行憲法を維持しようとする支配勢力の戦略を看破した上で、「護憲撤廃・民主憲法への改憲」という社会的合意を強調した。そして、四つの要求事項とともに6月22日までのデッドラインを設定し、支配勢力への最後の一撃を準備していった。結局、6月22日まで支配勢力からのいかなる措置も出ないまま、6月23日を迎えた「国民運動本部」は、「国民平和大行進」に関する具体的な行動要綱を企画するに至った。こうして「国民運動本部」は、「国民平和大行進」の日程と行動要綱を定め、何よりも「護憲撤廃・独裁退陣」という闘争方向を再確認した。そして闘争方法も、「6・10国民大会」と同じく、反政府運動の主導勢力はもちろん、一般市民まで、誰でも参加しやすい最小レベルかつ象徴的行動に設定した⁶⁴⁾。

一方、「国民運動本部」が「6・26国民平和大行進」へ向けて、素早く準備していくうちに、支配勢力は、政局收拾の次元で、6月24日に金泳三との与野党首脳会談を行った。この会談で金泳三は、「4・13措置撤回」、

63) 「京郷新聞」1987年6月20日 2面。

64) 民主憲法爭取国民運動本部共同代表・常任執行議員一同「国民の力で民主憲法を勝ち取ろう」6月民主抗争10周年事業汎国民推進委員会編『6月抗争10周年記念資料集』四季、1997年、304頁。

「大統領直接選挙制、あるいは選択的国民投票方案⁶⁵⁾の受容」、及び「6・10拘束者及び良心犯の釈放」などの要求条件を提案した。しかし会談は、全大統領が「与野党の合意による改憲」、「6・10拘束者の釈放の積極的受容」、そして「金大中軟禁解除」を提示すること⁶⁶⁾で、事実上、決裂した。この会談における最も重要な関心事は、果たして支配勢力が既存の「4・13護憲措置」を完全に撤回して、「大統領直接選挙制への改憲」もしくは「選択的国民投票方案」を受容するのかどうかということであった。しかし、上記の結果からもわかるように、支配勢力は、場外闘争を止揚し、国会内での改憲論議を再開しようという立場を堅持した。これは、支配勢力による「4・13措置」からの若干の譲歩であるように見える。しかし、実際には、当面の大規模の反政府運動を防ぐための形式的措置に過ぎなかった。

こうして「国民運動本部」は、以下の声明文を通して、与野党首脳会談に関する自らの立場を表明しつつ、予定通りに「6・26国民平和大行進」を進めることにした。

「与野党首脳会談は、決裂した。(中略)平和大行進こそ、当然、民主制度が保障する国民意思の表現方法である。そして、我々の要請が踏みつけられたこの時点で、平和的に国民の心を明かすことのできる唯一の道である。(中略)我々は、軍部政権が国民平和大行進を口実に非常事態を発動し、第二の光州事件を誘発させる場合、とてつもない国民的抵抗におつかるようになるという事実を警告する。(後略)」⁶⁷⁾

上記の声明文をみると、「国民運動本部」は、「6・26国民平和大行進」の理由として、何よりも首脳会談の決裂を取り上げている。つまり、国民たちが「6・26国民平和大行進」という大規模な反政府運動に訴えたのは、

65) 1987年6月24日の与野領首会談を前にして、金泳三総裁は、軟禁されている金大中民推協共同議長の自宅に訪問した。そして会談に向けての意見調整をするが、もし全政権が「大統領直選制への改憲」案を受容しない場合、憲法第47条の「重要国政事項」に基づき、直選制にするか、それとも内閣制にするかを選択的国民投票で決めるという内容であった。

66) 「東亜日報」1987年6月24日。

67) 民主憲法争取国民運動本部常任共同代表「声明書－6・26国民平和大行進を前にして－」6月民主抗争10周年事業汎国民推進委員会編『6月抗争10周年記念資料集』四季、1997年、310頁。

「国民運動本部」の扇動のためではなく、いくら変えようとしても変わらない状況に絶望を感じたからであると力説している。つまり、「6・26 国民平和大行進」は、一般国民たちが最後の手段として自発的に選んだものなのである。さらに、「国民運動本部」は、「安保論理」による支配勢力の統治パターンが社会的合意としての機能を喪失した時点で、「光州事件」の時と同じく、非常戒厳令などを宣布する場合、それは、一つの地域に限られた事件に止まらず、全国各地に広がる可能性があり、結局、支配勢力の自滅をもたらすだけであると警告した。

このようにして、1987年6月26日に行われた「6・26 国民平和大行進」は、今までの反政府運動の総決算とも言えるほどの大規模闘争へと発展していった。特に当日の示威には、「ネクタイ部隊」と言われる中産階級と事務職の市民たちが大勢参加するなど、全国33の市・郡で180万人が参加した⁶⁸⁾。中産階級は、1980年の段階では、支配勢力が軍部政権を再成立させようとする際に黙認したが、1987年の段階では、反政府運動の隊列へ積極的に参加した。1980年代の民主化過程から明らかであるように、中産階級が反政府運動を主導したとはいえない。しかし「6月抗争」への彼らの参加は、すでに「大統領直接選挙制への改憲」が、皆が共通的に認識する社会的合意として成立したということを実証する確実な手がかりを提供する。

そもそも保守的の性向を持っている中産階級が反政府運動に参加したことには、一つの理由がある。支配勢力が「分断」に基づく「安保論理」を掲げつつ、軍部政権を再成立させた際には、中産階級の認識は反共主義という認識枠を克服していない状態であった。そのため、彼らにとって、1980年の反政府運動は国家の危機的現実を考慮しない社会的混乱にしか見えなかった。しかし、反共主義という認識枠を克服した対抗勢力の問題提起によって、対抗勢力陣営の全体が「民主化」という認識を共有し、「分断」という現実的状况を考慮した「大統領直接選挙制への改憲」という対案を形成したことが、中産階級のこのような政治的認識を変化させた。

このように、中産階級を含む多くの人々が参加したことにより、「6・26

68) 民主化運動記念事業会研究所編『韓国民主化運動史年表』民主化運動記念事業会、2006年、480頁。

国民平和大行進」への参加者数は、警察の鎮圧能力⁶⁹⁾をはるかに超えたものとなった。そのため、警察は、示威隊への鎮圧を諦めるに至った。このような全国的な大規模抗争に驚いた支配勢力は、1987年6月29日、盧泰愚民正党の次期大統領候補が「大統領直接選挙制への改憲」、「金大中の赦免復権」、及び「拘束者の釈放」などの8カ項を発表し、民主化への移行に合意することになった。

反共主義という認識枠を克服した問題提起の以前と以後を比較してみると、次のようなことが言える。1980年「5・17非常戒厳全国拡大」を通して、支配勢力が改憲論議を中止させた際には、当時の対抗勢力すらも反共主義に慣れていたため、反政府運動の結束力を固めることができなかった。それに比べて、「4・13護憲措置」の場合は、支配勢力の「安保論理」に対する根本的な問題提起が行われた後であったため、「安保論理」は民主化を遅延させる口実としての有効性を喪失していた。しかし、依然として存続する「分断」という状況は、対抗勢力陣営が民主化のための対案を形成するにおいて、制約的要素として作用した。具体的には、当時の対抗勢力陣営内の対案は、「大統領直接選挙制への改憲」と「資本主義体制の矛盾に修正を行う民主的社会的建設」であった。つまり、後者の場合、北朝鮮の社会主義思想と関連があるものであったため、「分断」状況にある韓国では、常に支配勢力が「安保論理」を動員しうる口実を与えることになったのである。

それにもかかわらず、この時点になると、軍部政権の不当性は、あらゆる勢力が共有する認識となっていた。そのため、対抗勢力陣営は「大統領直接選挙制への改憲」という意見に収斂するようになる。重要なことは、この意見が社会主義思想とは無関係であるために、「安保論理」の動員の余地を与えるものではなかったということである。反共主義という認識枠を克服していない状況での1980年の移行期は、対抗勢力陣営に統一した対案形成を困難にさせただけでなく、「先安保、後政治発展」という支配勢力の「安保論理」の提示が、一般国民に反政府運動そのものが社会的混乱と見られやすくしたのである。しかし、反共主義という認識枠を克服した問題提起後から対抗勢力陣営は「民主主義が安保に代替されるもので

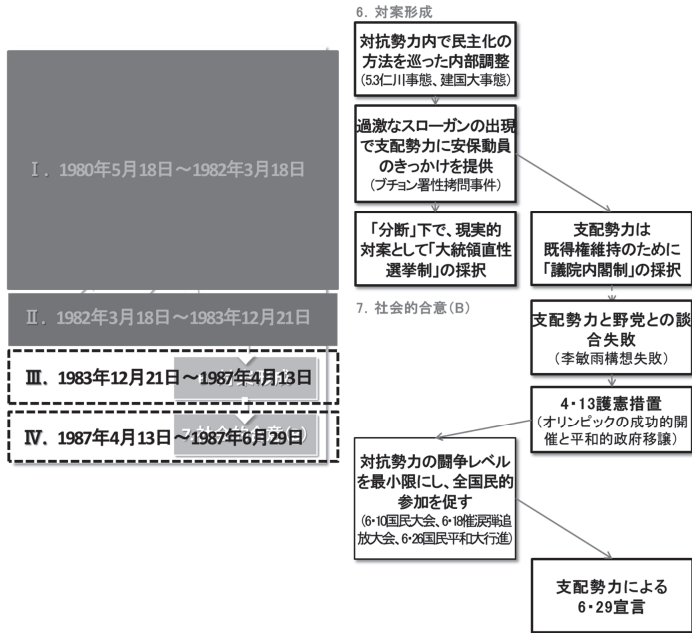
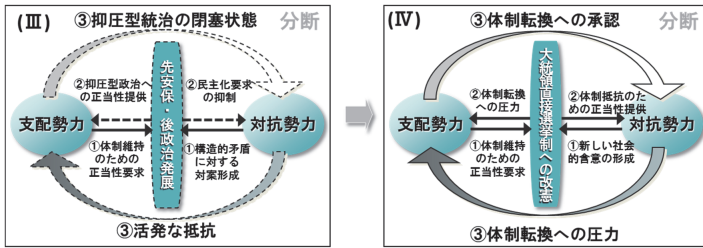
69) 当時の示威鎮圧担当警察、つまり戦闘警察の人数は、総33,600人であった。

はない」という認識を共有するようになり、それを前提として民主化のあり方をめぐる内部分裂過程を経た。このような「大統領直接選挙制への改憲」という新しい社会的合意の形成によって、支配勢力は、改憲要求を受容せざるを得なくなったのである。

こうして対抗勢力陣営は、再び支配勢力が「安保論理」を動員しうる余地を与えないために、「分断」という現実的状况を考慮しつつ、「民主化」という共通認識に基づいた「大統領直接選挙制への改憲」という対案へ収斂するようになる。最終的に、それが全国民的な支持を獲得し、新しい社会的合意として成り立つようになった。もちろん、その中でも、民主主義的正統性が欠如していた支配勢力は、当面の危機を克服するために社会的合意としての機能を喪失した「安保論理」の動員を再度試みた。しかし、新しい社会的合意が成立した状況下では、支配勢力が「安保論理」を使用すればするほど、反政府運動の強度を増すなど、政治的孤立のみをもたらしていった。こうして支配勢力は、すべての既得権の喪失を防ぐために、仕方なく「大統領直接選挙制への改憲」を受容したのである。

おわりに

本稿では、主に1986年「1000万人改憲署名運動」から1987年「6・29宣言」までの時期を取り扱った。そして、対抗勢力陣営が民主化のあり方をめぐる内部分裂過程を経ながら、「大統領直接選挙制への改憲」という対案に決着したことから、「4・13護憲措置」以後、支配勢力による「安保論理」の有効性が喪失したこと、そして対抗勢力陣営からの対案が新しい社会的合意へ変わっていくことを分析することで、「87年民主化」が可能であった決定的原因と、それが手続き的民主主義のレベルに止まらざるを得なかったメカニズムを明らかにしようとした。



図－2 1980年代の時期区分（第3期～第4期）

この時期には、両陣営において、様々な変化様相が見られた。まず支配勢力の場合は、「先安保、後政治発展」という「安保論理」が、対抗勢力陣営からの反共主義という認識枠を克服した問題提起や対案形成などによって、その有効性を大きく失い、ついに「安定的成長のための国民的合意」から従来の「先安保・後政治発展」へ、そして「平和的政府移譲・オリンピックの成功的開催」のように、「安保論理」の修正が頻繁に行われた。

一方、対抗勢力陣営の場合も「大統領直接選挙制への改憲」という統一した対案を形成するまで、長い内部分裂過程を経験した。それが形として現れた事件が、「5・3 仁川事態」であった。これは、闘争方向を憲法改正だけに限定している野党と、より根本的問題（「反米・民族統一」）の先行的解決を主張する学生勢力及び在野勢力が衝突した事件であった。結局、この事件がきっかけで対抗勢力陣営内の内部分裂過程が顕在化し、支配勢力も、対抗勢力陣営内の急進的路線を根拠として、再び「安保論理」を提示して政局を主導しようとした。

そののち、対抗勢力陣営では、「改憲論議」の主導権を取り戻すために、対案形成に向けての収斂を行っていた。例えば、「改憲論議」そのものに懐疑を持っていた学生勢力の路線は、「5・3 仁川事態」や「建国大事態」を経て、次第に「民主憲法改正」へ収斂していった。そして、野党内でも「李敏雨構想」によって、「議院内閣制への改憲」対「大統領直接選挙制への改憲」という内部分裂があったが、「大統領直接選挙制」を主張する金泳三・金大中が大勢の議員とともに新党を結成した。こうして、ようやく、対抗勢力陣営では、「大統領直接選挙制への改憲」が一つの対案として、確立した。

そのような状況の中で、支配勢力と対抗勢力との均衡状態を破る事件が発生した。それが「プチョン署性拷問事件」と「朴鍾哲拷問致死事件」であった。この二つの事件は、支配勢力の民主主義的正統性と道徳性の欠陥に対する猛烈な非難をもたらすとともに、多くの一般国民を反政府運動に合流させた。このような状況の中、支配勢力は、対抗勢力への最後の一撃として、すべての改憲論議を中止する「4・13 護憲措置」を発表するに至った。しかし「4・13 護憲措置」は、対抗勢力陣営の結束と、「大統領直接選挙制への改憲」という対案を新しい社会的合意と形成させる結果をもたらしてしまった。つまり「4・13 護憲措置」後、対抗勢力陣営では、全国国民の民主化への要求をまとめるための組織造りの必要性が浮かび上がり、「国民運動本部」がつくられたのである。この「国民運動本部」によって、「6月抗争」が企画及び推進され、支配勢力から「6・29 宣言」を導き出すことに成功した。

本稿は、既存の社会的合意から新しい社会的合意に代替されていくメカニズムを分析するために、主に「4・13 護憲措置」を期して、従来の抑圧

型社会的合意が、対抗勢力陣営によって対案に置き換えられた時期までを取り扱っている。つまり、この時期から支配勢力の「安保論理」が彼ら自身の既得権維持を正当化するどころか、政府に対する一般国民の不信だけを募らせ、支配勢力は、仕方なく民主化という妥協案を受容するようになったということである。これは、1980年には「先安保、後政治発展」という「安保論理」で、軍部政権を再成立させた支配勢力が、なぜ1987年には「安保論理」を使わず、対抗勢力陣営からつくられた「大統領直接選挙制への改憲」という対案を受容するしかなかったのかという疑問への回答にもつながる。1980年の段階では、対抗勢力陣営は支配勢力の民主主義的正統性の欠陥を批判しつつも、彼らの認識自体が「分断」から生じた反共主義という認識枠を克服していない状態であった。そのため、1980年当時の反政府運動そのものは、支配勢力の「先安保、後政治発展」という「安保論理」の提示によって、一般国民には社会的混乱と見られやすくなり、反政府運動が激しくなればなるほど、対抗勢力陣営の立場は、孤立していくばかりであった。それに比べて、1987年の場合は、1982年「釜山米文化院放火事件」という反共主義の認識枠を克服した問題提起がきっかけで、「安保論理」が支配勢力の民主主義的正統性の欠陥に代替し得ないという共通認識が拡大していくことになり、その共通認識を前提としつつも、民主化のあり方をめぐる対案形成過程で、各々の路線に沿った分岐も現れた。その一つが皆の共通認識に近づいた「大統領直接選挙制への改憲」であり、もう一つが「分断」の弊害を修正しようとする急進的立場であった。結局、対抗勢力陣営は「分断」という現実的状况を考慮して、再び支配勢力が「安保論理」を適用する余地を与えないために、「大統領直接選挙制への改憲」という対案を確定するに至った。こうして、いかなる民主主義的正統性もなかった支配勢力は、全ての選択肢を喪失したまま、「大統領直接選挙制への改憲」という妥協案を受容せざるを得なかったのである。

